

平成29年度
高松市農業委員会通常総会
議 事 録

平成29年5月18日開会

高松市農業委員会

平成29年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 平成29年5月18日（木）午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合高松市中央一宮支店 2階 会議室

出席委員 43人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 3番 片山 久男
- 4番 田井 天久
- 5番 佐竹 博巳
- 6番 河瀬 和一
- 7番 佃 俊子
- 8番 上砂 正義
- 9番 十河 善則
- 10番 南原 勉
- 11番 平賀 文之
- 13番 木村 保夫
- 14番 妻鹿 常男
- 15番 小山 智
- 16番 高砂 清一 (農地部会長)
- 17番 横井 豊
- 20番 三好 義光 (農政部会長職務代理者)
- 21番 川田 之治
- 22番 上原 勉
- 23番 能祖 壽一 (会長職務代理者第1)
- 24番 岡野上盛雄
- 25番 赤松 貞廣
- 26番 宮野 惠基 (農政部会長)
- 27番 橋本 修
- 28番 河北 初雄
- 29番 矢島 國雄
- 30番 富本 正樹
- 31番 中名 良竹
- 32番 妹尾 嘉起
- 33番 花澤 均

- 34番 湊 敏好
 35番 原田 和幸
 36番 兎子尾紀夫 (会長職務代理者第2)
 37番 久保 宣仁
 38番 小早川數市
 39番 山地 宏美
 40番 落合 隆夫
 41番 廣瀬 吉俊
 42番 羽田 剛
 43番 宮武 正明
 44番 森西 征二
 45番 古川 浩平
 46番 藤原 正雄
 47番 谷口 勝幸

欠席委員 3人

- 2番 竹内 俊彦
 12番 谷口 辰男
 18番 森口 憲司

来 賓

- | | |
|-------------|-------|
| 高 松 市 長 | 大西 秀人 |
| 香川県農政水産部長 | 国分 伸二 |
| 香川県農業会議事務局長 | 松浦 克典 |
| 創造都市推進局長 | 土岐 敦史 |
| 農林水産課長 | 岡崎 力 |
| 土地改良課長 | 三宅 秀造 |

農業委員会事務局出席者

- | | |
|------------|-------|
| 事務局 長 | 川西 好春 |
| (農政課長事務取扱) | |
| 農政課長補佐 | 西谷 茂浩 |
| 農政管理係長 | 浮田 政宏 |
| 農地係長 | 多田 利浩 |
| 副主幹 | 豊島 俊治 |
| 副主幹 | 横井 和久 |
| 主任主事 | 柞原 佳子 |

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 高松市農業委員会憲章の改定について
- 第3 議案第1号 平成28年度事業報告について
議案第2号 平成29年度事業計画（案）について
議案第3号 農地の利用権設定に係る貸借期間（15年）の新設について（案）
報告第1号 職員の任免について
報告第2号 平成29年度農業委員会予算について

川西事務局長 定刻の時間がまいりました。本日の出席委員は43名でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、ただ今から平成29年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

三笠会長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございます。

続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、初めに高松市長 大西秀人様、お願いいたします。

大西高松市長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農政水産部長 国分伸二様、お願いいたします。

国分香川県農政水産部長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農業会議事務局長 松浦克典様、お願いいたします。

松浦香川県農業会議事務局長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございます。

次に、高松市から公務御多忙の中、御出席をいただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 土岐敦史様でございます。農林水産課長 岡崎力様でございます。土地改良課長 三宅秀造様でございます。

ここで、御臨席をいただきました、大西市長様、国分県農政水産部長様におかれましては、次の公務がございますので、退席をされます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

[大西市長・国分県農政水産部長退席]

川西事務局長 それでは、本日の議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則により、会長が当たることになっております。これ以降の議事運営につきましては、三笠会長において進行をよろしくお願いいたします。

三笠会長(議長) ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則により、本日の議事運営は会長が当たるということでございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきます。皆様方には御協力のほど、

よろしくお願ひ申しあげます。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、7番 佃委員さんと、41番 廣瀬委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

高松市農業委員会憲章の改定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷農政課長補佐 高松市農業委員会憲章の改定について御説明いたします。

議案書の表紙の裏面をお開きください。

昨年4月1日の改正農業委員会法の施行に伴いまして、現行の憲章を廃止し、新しく制定しようとするものでございます。

なお、この原案は、昨年5月26日の全国農業委員会会長大会において決定されました新たな農業委員会憲章と同様の内容になっております。

それでは、原案を読み上げさせていただきます。

(原案読み上げ)

以上、高松市農業委員会憲章の改定について御採択をお願いいたします。

議 長 以上、高松市農業委員会憲章の改定についての説明が終わりました。

このことについて、御質問、御意見はございませんか。——御意見等がないようでございますので、お諮りいたします。

日程第2は、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、日程第2は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3に入ります。

まず、議案第1号 平成28年事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 資料の1ページを御覧ください。

議案第1号 平成28年度事業報告でございます。

1 平成28年度概況報告について、内容をかいつまんで説明させていただきます。

まず、1行目から15行目までは、我が国の現状と今後の見通しについてでございます。

現在、我が国は、農政改革を官邸が主導する最重要テーマの一つと位置付け、農業の成長産業化と規制緩和を2本柱として改革を推進することを目指しており、それに向け、昨年4月1日には、農業協同組合法、農業委員会法及び農地法がそれぞれ

れ改正されました。

しかし、農業・農村の現状としては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等により農業産出額が減少し、食料自給率も39%と低迷しております。

国は、10年後の食料自給率目標をカロリーベースで45%、確保すべき農地面積は440万^{ヘクタール}に設定し、食料自給力を指標として示す新たな「食料・農業・農村基本計画」を27年3月末に閣議決定しました。

さらに、農業や食品産業を成長産業とするための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策、これら二つの政策を車の両輪としながら改革を進め、「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくとしています。

また、T P P 協定につきましては、平成28年2月4日の協定文書への署名により正式合意はなされたものの、アメリカの新大統領がT P P の離脱を表明したことから、今後、日米2国間の経済対話の議論が注目されております。

19行目以降は、本市農業委員会の活動等を記載しております。

本市農業委員会は、昨年5月の通常総会において、遊休農地対策や、担い手への農地集積等の事業方針と事業計画、更には平成28年度からの「かがわの農地利用最適化推進運動」を展開し、農地等の利用の最適化の推進活動を強化し、着実に成果を上げるという目標を決定しております。

遊休農地対策については、10月を「農地パトロール月間」と定め、地区水田部会等と共同で農地の利用状況調査と荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を実施し、574ヘクタールの荒廃農地の状況把握と分布状況の地図化に努めました。

その結果を基に、県農地機構の農地集積専門員と連携を図り、遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施し機構への貸付けを促すなど、担い手への農地集積や遊休農地対策を強化しています。

また、10月には、市長に対して、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の提出を行っています。

11月の臨時総会においては、改正農業委員会法の施行を受けて、農業委員24名、農地利用最適化推進委員55名の定数等を決定するなど、農業委員会組織・制度改革にも的確に対応するとともに、2月には、農業委員・推進委員の候補者の推薦説明会を開催しております。

次に、資料の2ページをお開きください。

(1)の表は、会議等の開催状況でございます。

総会、各部会、役員会等のほか、研修会・講習会・相談会や農地の利用状況調査等を行った回数を取りまとめたもので、1年間に213回開催されています。

とりわけ、8月から11月にかけては、「遊休農地パトロールと利用状況調査」を、7地区部会で延べ42回実施していただきました。委員の皆様には、御多忙のところ誠にありがとうございました。

(2) 2 ページの下の部分ですが、通常総会が 5 月 16 日に開催され、27 年度事業報告と 28 年度事業計画（案）等が審議されました。

(3) 以降ですが、28 年度の特徴として、例年と異なり、新しい農業委員会組織づくりに向けての検討委員会等の会合等が多く開催されております。

11 月 1 日に開催された臨時総会では、新制度における農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等について決定されました。

3 ページを御覧ください。

(4) の表ですが、順序が後先しますが、先の臨時総会に先立ちまして、組織検討部会が 5 月・7 月・10 月に開催され、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数等が議論されました。

続いて、(5) 農業委員・推進委員候補者の推薦説明会を、2 月 21 日に市役所 13 階の大会議で開催しております。

(6) 役員会は、27 年度と同じく 6 回開催されております。

(7) 農地部会と、(8) 農政部会については、後ほど、それぞれのページで説明いたします。

4 ページ、5 ページをお開きください。

(9) その他の会議の開催状況でございます。

アの会長協議会ですが、「四国県都四市農業委員会会長協議会」は、昨年度は松山市で開催され、今年が高知市で開催される予定です。

また、「香川県八市農業委員会会長協議会」は、昨年度は丸亀市で開催され、今年が坂出市で開催される予定です。

5 ページのイ その他の会議は御覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、6 ページをお開きください。

3 農地部会関係につきましては、農地係の多田係長から説明させていただきます。

多田農地係長 6 ページを御覧ください。

3 農地部会関係につきまして御説明をさせていただきます。

(1) 会議開催状況は、農地部会・農地特別部会は月 1 回、地区部会は 7 地区ごとに月 1 回開催した年間の合計でございます。

(2) 農地関係事務取扱状況の内訳で、アは農地法第 18 条関係でございます。上段が法第 18 条第 1 項に基づく解約許可申請の件数と面積でございますが、28 年度は田が 1 件、面積が 326 平方メートルでございます。下段が法第 18 条第 6 項に基づきます解約通知の件数と面積で、田畑合計で 87 件、13 万 7,174 平方メートルでございます。昨年度比、件数で 75 パーセント、面積で 66 パーセントとなっております。

イは農地法第 4 条によります許可申請の件数と面積で、田畑合計で 209 件、11 万 3,172 平方メートルでございます。昨年度比、件数で 102 パーセント、面積で 95 パーセント

となっております。

ウは農地法第5条によります許可申請の件数と面積でございます。田畑合計で595件、67万9,237平方メートルでございます。昨年度比、件数で103パーセント、面積で129パーセントとなっております。

エは農地法第3条による権利移動関係でございます。上段は所有権移転における許可の件数と面積でございます。中段は貸借権による許可の件数と面積でございます。下段は合計で、田畑合わせて223件、35万397平方メートルとなっております。昨年度比、件数で98パーセント、面積で68パーセントとなっております。

7ページを御覧ください。

オ 農地改良届出は2件で、面積は4,231平方メートルでございます。

カ 非農地証明願は田畑合計で41件、面積は3万3,640平方メートルでございます。

(3)相続税・贈与税納税猶予適格者証明では、相続税納税猶予が11件、贈与税納税猶予が0件でございます。

(4)は各種証明等状況で、工事完了証明が344件、耕作証明が131件、許可証明及び受理証明が112件、使用貸借返還通知が97件、競売買受適格証明が7件、小作地証明が10件、取消しが18件、農地等の権利取得の届出が90件となっております。

なお、取扱状況の詳細については末尾参考資料の28・29ページを御一覧ください。

引き続き、浮田係長から説明します。

浮田農政管理係長 では次に、8ページを御覧ください。ここからは農政部会関係でございます。

(1)のア 農政部会は7月・10月・2月・3月の計4回開催されております。

議題は、ほぼ例年どおりとなっておりますが、特筆するところとしましては、2月8日に開催された第3回農政部会では、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項が決定されています。

イ 農業委員研修会は、11月に丸亀アイレックスで行われた全体研修会のほか、女性農業委員研修会・女性農業委員登用促進研修会に佃委員さんが参加されております。

ウ 簿記記帳講習会は、県農業会議が主催、市農業委員会が共催という形で実施しており、28年度は、5会場で合計24回開催され、延べ456の方が受講されております。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

エ 農業相談会の開催状況です。7地区、そのうち、第2地区と第7地区は2会場に分かれて開催しているため、会場は9会場、8月と1月の2回で、計18回開催しております。相談件数は、全体で643件となっており、そのうち、629件は、利用権設定に係るものでした。

なお、11ページの1番下ですが、8月23日に、福岡県久留米市の農業委員会からの行政視察研修の受入れを行っております。

資料 12 ページを御覧ください。上段は、農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業）の実施状況です。アの農用地利用集積計画は、28 年 3 月 31 日公告分と 10 月 31 日公告分を合わせて 1,875 筆、189 万 3,232 平方メートルとなっており、前年度との比較では、175 筆、19 万 4,616 平方メートルほど減少しております。

また、利用集積した農地のうち、農地中間管理事業を利用して香川県農地機構へ集積し同機構から担い手に配分した状況が、イの利用配分計画でございますが、28 年 5 月 31 日、12 月 9 日、12 月 27 日の 3 回の公告分を合わせまして、503 筆、52 万 8,911 平方メートルとなっており、農地中間管理事業を利用した割合は、全体の 27.9 パーセントでございました。

続きまして、12 ページ下段の(3)は、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見でございます。これは、平成 27 年度までは「建議」とされていたものが、28 年の農業委員会法の改正により「改善意見の提出」と変わったものです。10 月 5 日の第 2 回農政部会で内容を決定し、10 月 18 日、市長に「改善意見」を提出しております。また、同日、関係各部署の課長に対し、直接、改善意見の内容を説明し、それぞれの対応について具体的な回答を求めています。

改善意見の内容は、12 ページ下段から 15 ページ上段に表示しています。

全て読み上げるには時間がないので、特徴的なところだけ拾い上げて説明申し上げます。

まず、1 の「担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について」の中では、(5)の本市においては都市と農村が近接しているため土地利用の競合が起こり、農地に対する都市的需要が生じ農地集積の妨げになっていることから、農業振興地域整備計画において定められた生産性の高い優良農地の確保に努めることとありますが、これは、後で出てきます「高松市都市計画マスタープラン」にも関連する事項になっています。

また、2 の「遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について」の中では、(7)農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のための「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」を継続するとともに、その有効活用を図るため、制度の周知と採択基準を見直すこととありますが、これにつきましては、29 年度以降も事業を継続することが決定しております。このことにつきましては、後ほど「その他」のところで報告させていただきます。

また、昨年までは「遊休農地の発生防止・解消」と「有害鳥獣被害防止対策」とは別々の項目に分類されていましたが、荒廃した農地が有害鳥獣のすみかとなって、鳥獣被害が拡大している点に注目し、この 2 つを関連付け、同じ大項目の中にまとめたところが昨年と異なるところです。

続いて、14 ページの 3 の「新規参入等担い手に関する施策の改善について」の中では、(3)の 6 次産業化に取り組む農家が増えるよう「かがわ産業支援財団」や「か

がわ農商工連携ファンド」などの継続的な周知を行うとともに、意欲ある農家の相談に対する支援体制の強化や「高松市イノベーション事業」を拡充すること。

(7)本市に多い小規模な畜産農家は、飼料価格、資材費の上昇と素牛価格の高騰により経営は恒常的に厳しい環境にあり、国の「畜産競争力強化対策整備事業」の活用や素牛購入に対する助成など、収益性の向上に努めること。

(8)為替の変動、消費税の増税及び異常気象の影響等から、燃料・肥料・飼料等の価格が高騰しているが、農業者は農産物価格の決定力が弱く、その経営を圧迫しているため適切な助成策を講じ負担を軽減すること。

これらに共通することは、いずれも資金面におけるサポートの必要性を訴えているという点です。

4 「その他農業・農村を取り巻く施策の改善について」は、(1)学校給食における米飯給食を週4回程度実施し、また、食味の良いカントリーエレベーターの今摺米の利用など地元農畜産物の使用拡大を図ること。

また、15ページでは、(4)から(5)にかけて、「さぬき讚フルーツ」や「高松産ごじまん品」等収益性の高い作物の生産推奨と販路開拓等の販売促進。また、「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の生産拡大と流通体制の整備、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讚岐野菜」としてのブランド化に努めることを挙げています。

それと、(6)本市においては、平成20年に新たに都市計画マスタープランを策定し、「多核連携型コンパクト・エコシティ」と呼ぶ、コンパクトなまちづくりに取り組んでいますが、このマスタープランの改定と新たな高松市立地適正化計画の区域設定に当たっては、都市機能や居住が一定程度集積している農住調和形成ゾーンなども考慮することとあります。

この「農住調和形成ゾーン」につきましては、大項目1の(5)の「都市と農村が近接しているため土地利用の競合云々」という部分とも関連しており、都市と農村の中間的条件の土地が多い本市においては、今後、重要な課題になるものと思われれます。

続きまして、15ページの下半分は、(4)農用地利用調整特別事業実施状況アの高松市認定農業者農地集積助成金は、認定農業者を対象として、高松市単独事業として農林水産課が実施しているもので、10アール当たり6,000円の助成金を交付するものです。28年度は、賃借権設定で46経営体が対象となり、延べ面積で37万6,320平方メートル、助成金額225万5,900円の実績となっています。

イの高松市認定農業者農地集積調整事業につきましては、28年度の利用権設定により、認定農業者へ集積できた農地が359件、筆数で920筆、面積で95万8,028平方メートルとなっています。

(5)農業委員会情報活動は、高松市農業委員会だより第53号と第54号を、それぞれ7月と1月に発行しております。

16 ページを御覧ください。

(6) 賃借料情報は、平成 27 年度と 28 年度の農業経営基盤強化促進法で公告された賃借に基づく賃借料の地区別の一覧です。市全体の平均値は、10 アール当たり 6,300 円となっています。

なお、この表の一番右の列は「使用貸借権のデータ数」となっており、無償の貸借の件数を記載しています。一番下の合計欄を見ていただきますと分かりますが、全体の 3 分の 2 以上が無償での貸借となっています。先ほどの 10 アール当たりの平均値には、この無償貸借のデータは算入しておりません。有償の貸借のデータのみの平均値であるということを申し添えておきます。

17 ページは、5 遊休農地対策についてです。

(1) は、農地の利用状況調査の結果でございます。

平成 28 年度におきましても、8 月から 11 月にかけて、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を市と共同で実施しております。その結果、平成 27 年度の調査による 537 ヘクタールの荒廃農地のうち、24 ヘクタールを解消したものの、新たに 61 ヘクタールが発見されたため、平成 28 年度末での荒廃農地は 574 ヘクタールとなっております。

次に、18 ページを御覧ください。

(2) 農地の利用意向調査でございますが、26 年度、27 年度に引き続き、遊休農地の所有者に意向調査を実施し機構への貸し付けを促すなど、遊休農地対策を強化しました。

調査の結果は、調査実施 531 件のうち、212 件の回答があり、そのうち、農地中間管理事業利用の意向があったものが 55 件ありましたので、香川県農地機構に通知しました。

次に、19 ページは 6 農業者年金業務の関係でございます。

(1) は、農業者年金のパンフレットの配布や、農業委員による加入推進活動を行っていただいたものです。

(2) は、現在の農業者年金受給者数です。旧制度と新制度合わせて 465 人の方が受給されています。

(3) は、現在の農業者年金被保管者数です。通常加入が 13 人、政策支援加入が 4 人の、計 17 人です。

(4) 新規加入者の推移ですが、残念ながら 28 年度は新規加入者はありませんでした。

平成 28 年度事業報告については、以上です。

議 長 以上で議案第 1 号の説明が終わりました。

議案第 1 号について、御質問、御意見はございませんか。——御意見等が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号は、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 平成29年度事業計画(案)についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 資料の20ページを御覧ください。

議案第2号 平成29年度事業計画(案)について御説明させていただきます。

1 平成29年度事業方針について、かいつまんで御説明させていただきます。

1行目から16行目までは、我が国の現状と今後の見通しについてでございます。

28年度の事業報告と内容が重複しますが、昨年4月1日、農業の成長産業化を図ることを目的として、農業協同組合法、農業委員会法及び農地法が改正されました。

しかし、農業・農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等により農業産出額が減少し、食料自給率が39%と低迷が続いています。このような状況の下、国は、伊勢志摩サミットの一環で開かれたG7新潟農業大臣会合で「農業者の能力や技術向上への支援と新規就農者の後押し」、「女性・若者の可能性の拡大」などの新潟宣言が採択され、今後は、農業者の所得の向上を目指す「日本再興戦略」を掲げた施策を推進していくこととしています。

さらに、農業者の所得向上と更なる農業の競争力強化の実現が図られるよう、「農業競争力強化プログラム」で示された「生産資材価格の引き下げ」や「農産物の流通・加工構造の改革」を始め、「収入保険制度の導入」などの13項目について取り組むこととしています。

また、TPPについては、アメリカのトランプ大統領が離脱を表明したことから、今後2国間のFTA交渉が求められた場合は、TPP協定以上の市場開放を求められる可能性もあり、その結果によっては、更なる政策転換の可能性も考えられ、その動向を注視していく必要があります。

17行目以降は、本市農業委員会の活動計画でございます。本市農業委員会は、「かがわの農地利用最適化推進運動」を展開し、優良農地の確保とその有効利用、農地利用集積等の経営確立支援、農業の担い手の確保と支援活動等を強化し、各委員の取り組みを通じて着実に成果を上げることを目標としています。

遊休農地対策等については、28年度に実施した農地の利用状況調査の結果を受けて、本市の遊休農地解消目標面積を13.9ヘクタールと設定し、引き続き高松市と共同して取り組むとともに、遊休農地の所有者等に対し県農地機構への貸付けを促す利用意向調査の実施、あるいは地区部会ごとに所有者への訪問等や「荒廃農地等利活用促進交付金事業」等を活用しての再生事業、担い手への農地集積等に精力的に取り組むこととしています。

次に、農事組合法人の設立や集落営農組織の法人化、企業の参入に対する支援等担い手の確保・育成については、市当局、県・県農業会議・農業協同組合等と連携して農業生産基盤の確立強化を図り、更に、食の安全・安心や食農教育・地産地消の問題についても、関係機関と連携し積極的に取り組むこととしています。

一方、農業委員会の組織としては、改正農業委員会法の施行により、本年7月20

日には農業委員24名、農地利用最適化推進委員55名の新体制へ移行します。

臨時総会を開催し、新役員を選任するなど新体制を確立する中で、新たに必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進に向けて、その取組みを一層強化し農家からの負託に精力的に伝えていくこととしています。

続きまして、21ページの2 事業内容でございますが、例年の各種会議に加え、本年度は、農業委員会組織・制度改革に対応するための会議等が増えております。

まず、イの農業委員会組織・制度改革に的確に対応するため、農業委員等評価審査委員会を開催しとありますが、これは、先日4月14日（金）に市役所内の会議室において開催され、新農業委員24名と推進委員55名の候補者が決定されています。

また、ウの臨時総会は、7月20日に予定されており、その時、新農業委員は市長から任命を受け、その後、農業委員会は推進委員を委嘱することになります。

エ、オの農地部会、農政部会につきましては、次の項目で説明いたします。

カは、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会などを実施し、農業者の要望をもとにした具体的な「農地等の利用の最適化の推進施策等に関する改善意見」を提出します。

キの役員会、クの地区部会につきましては、概ね例年と同じです。

次に、3の農地部会（定例総会）関係事業でございます。

ここで、「農地部会（定例総会）」という表現になっておりますが、高松市農業委員会は、これまで農地部会・農政部会と部会制を採っていたものが、本年7月20日からの新制度の下では、部会制が無くなる関係で、7月19日まではこれまでどおり「農地部会」、7月20日以降は「定例総会」という名称になるということを示しています。

同様に、この後で説明いたします「農政部会（臨時総会）」も、7月19日以前と、7月20日以降の名称とお考えください。

さて、農地部会（定例総会）関係事業でございます。ここでは農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号・第2号及び第2項に掲げる事項を処理します。基本的には、昨年度と大きな変更はございません。

(1)農地申請等処理業務は、主に、農地法3条・4条・5条の許可申請に関する審査、許可処分に関することです。この中で、昨年までは「農業委員と事務局が連携して現地調査を行う」となっていた部分に「推進委員」が加えられております。

(2)農地調整事務処理事業は、農地の利用関係をめぐる紛争についての、和解仲介に関すること。その他に、(3)農地所有適格法人の事業内容把握、(4)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく業務、(5)各種機関の農地行政上からの意見要請などがあります。

22ページ中段に移ります。

4 農政部会（臨時総会）関係事業でございます。

ここでは農業委員会等に関する法律第6条第3項に掲げる事項を処理します。

こちらにも、基本的には、昨年度と大きな変更はございませんが、(1)農政活動業務の中では、才の「農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の交付対象となる認定新規就農者に対し、今まで以上に農地のあっせんを図る仕組みに変更されたため、そのサポート役の重点化」という項目が増えております。

(2)農地の利用状況調査及び遊休農地対策につきましては、昨年度までと同様に地区水田部会と連携を図って調査を実施する計画です。なお、調査の際に用いる地図につきましては、今年は新しい地図をお渡しできるように、現在、検討しているところです。

続きまして23ページ・24ページを御覧ください。

(3)から(16)まであり、基本的に昨年度と同じです。

(3)農地台帳及び農地に関する地図の公表、(4)行政機関に対する意見の提出、(5)機構集積支援事業、(6)認定農業者農地集積調整事業、(7)貸借情報の提供は、御承知のとおり、地域における農地の賃借料の目安として、毎年、市のホームページや農業委員会だよりにより賃借料の情報を公表しております。ただ、この情報が有償の賃貸借のデータに基づく金額のみを集計し公表しているため、現実より賃借料が高く感じる傾向があり、現実にはその倍以上の数の「無償の使用貸借案件」が存在していることを知ってもらう必要があるという意見がありましたので、公表の方法を工夫したいと考えています。

(8)農業経営基盤強化促進法に基づく業務は、農業経営基盤強化促進法に基づく高松市の基本構想に沿って改善計画を定めた農家等に対し、改善目標達成のため農用地の集積を積極的に支援する施策を展開するとともに、関係機関・団体と相互に連携を図り、農用地利用関係の調整等、農業経営基盤の強化促進に努めるとしてまいります。

(9)農地移動適正化あっせん事業は、農業振興地域の整備に関する法律及び農業委員会等に関する法律の規定に基づき、担い手への農地集積のために農地中間管理事業の活用も含めた売買・貸借・交換等のあっせんを行うとしています。

(10)地域農業再生活動の推進は、「食料・農業・農村基本計画」に基づき農業の持続的発展と望ましい農業構造の実現に向けて、「人・農地プラン」の作成・見直し、新規就農対策、県農地機構を活用した新たな農地集積対策や遊休農地解消対策等を県農業会議・県農地機構・行政・農業団体と連携して推進するとしています。

(11)農業簿記記帳講習会の中で、真ん中のあたりに「新たな収入保険制度に的確に対応するとともに」という表現が加わっていますが、この新たな保険制度とは、天災等の理由により、その年の収入額が基本収入額の9割を下回った場合、下回った金額の9割を補てんするという保険制度で、平成31年度より新たに始まる制度です。

(12)農業者年金業務、(13)農業委員会情報活動、(14)調査指導等業務、(15)研修会につきましては、今年就任される新農業委員さん、推進委員さんに対して、改正された農業委員会制度や農地法等についての研修会を、今年度中に複数回実施する計画になっています。

(16)系統組織活動への参加は、全国農業会議所・県農業会議等が実施する各種農政活動に積極的に参加し、系統組織の円滑な業務運営を図るとしてあります。

最後の方は、少し説明が駆け足になってしまいましたが、議案第2号 平成29年度事業計画(案)については以上となっております。

議 長 以上、議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。——御意見等が無いようでございますので、議案第2号は、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号 農地の利用権設定に係る貸借期間(15年)の新設について(案)を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 資料の25ページを御覧ください。

議案第3号 農地の利用権設定に係る貸借期間(15年)の新設について(案)でございます。昨年、平成28年度の地方税法の改正により、10年以上、15年以上の農地貸し付けに対して固定資産税の軽減措置が設定されております。軽減措置の詳細につきましては、下の表で説明いたします。

表を御覧ください。農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について、対象者となる条件は、(1)所有する全農地について、ただし、10アール未満の自作地を残すことは可、(2)新たに、(3)まとめて、(4)農地中間管理機構に、(5)10年以上の期間で貸し付けた者、軽減内容は、新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中2分の1に軽減するとなっております、(1)10年以上、15年未満で貸し付けた場合は、3年間、(2)15年以上の期間で貸し付けた場合は、5年間となっております。実施期間は、(1)28年度から実施されており、例として28年4月1日から29年1月1日までに、機構に貸し付けた場合、29年度固定資産税から軽減されます。(2)特例の適用期間は、2年間で、2年ごとに延長の議論を行うこととなっております。

御承知のとおり、現在、高松市では、利用権設定による貸し付け期間を「3年」・「6年」・「10年」の3段階と定めておりますが、最大期間が10年となっているため、15年以上貸借の場合の適用を受けることができません。そこで、新税制に対応できるようにするために、従来の「3年」・「6年」・「10年」に加えて、貸借期間「15年」という項目を新設することを御提案させていただくものです。

なお、参考としまして、農業経営基盤強化促進法、高松市農業経営基盤強化基本構想のどちらにも、貸借期間についての定めはないことを申し添えさせていただきます。

議案第3号の説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

議 長 以上、議案第3号の説明が終わりました。

議案第3号について、御質問、御意見はございませんか。——御意見等が無いようでございますので、議案第3号は、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、報告第2号 平成29年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

川西事務局長 26ページをお開きください。

報告第1号の職員の任免についてでございますが、4月1日の人事異動によるもので、御覧のとおりでございます。

本日は、新たに農業委員会事務局に転入してまいりました職員について、自席からではございますが、自己紹介させていただきます。5名の方御起立の上、自己紹介をお願いします。

西谷農政課長補佐、浮田農政管理係長、豊島副主幹、横井副主幹、高橋囑託職員
(順次自己紹介)

どうぞよろしくお願いいいたします。

西谷農政課長補佐 議案書の27ページをお開きください。

職員給与費を含めた総予算は、1億3,543万2千円でございます。前年度の1億4,039万1千円から495万9千円の減となっております。

なお、職員給与費を除いた予算額は、4,363万5千円でございます。前年度3,494万9千円と比べますと、金額にして868万6千円、率にして24.9パーセントの増となっております。

なお、28ページから32ページは、先ほどの議案で御説明いたしました案件の資料等でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これら報告事項について、御質問等ございませんか。——御質問等がないようでございますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 以上で、報告事項は終わります。

それでは、次に、5のその他に移ります。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 耕作放棄地発生防止土地改良事業制度についてですが、土地改良課の三宅課長から説明いたします。三宅課長様、よろしくお願いいいたします。

三宅土地改良課長

(制度説明)

議 長 事務局から他に何かありますか。

川西事務局長 今回、農業者年金 8 ページ版と 4 ページ版をお配りしておりますので、農業者年金加入促進にご利用ください。

議 長 せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何か他にございませんでしょうか。——無いようですので、以上で、御提案申しあげました議案などの審議は終了いたしました。

皆様方の御理解、御協力を賜りまして、全て原案のとおり御承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に、6 の記念講演に移ります。

「農業競争力強化プログラムの概要について」と題して、香川県農業会議の松浦事務局長から御講演をいただきます。

松浦事務局長、よろしく願いいたします。

松浦香川県農業会議事務局長

(松浦事務局長講演)

議 長 ありがとうございました。

それでは、閉会の御挨拶を能祖会長職務代理者をお願いいたします。

能祖会長職務代理者

(内容省略)

議 長 以上をもちまして、平成29年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましての御審議等、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

午後3時36分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員